

国立大学法人群馬大学教職員兼業規則

平成16. 4. 1 制定
改正 平成17. 4. 1 平成18. 4. 1
平成19. 4. 1 平成20. 4. 1
平成23. 4. 1 平成24. 1. 1
平成25. 4. 1 平成26. 4. 1
平成27. 4. 1 平成28. 4. 1
平成29. 4. 1 令和 6. 4. 1

(目 的)

第1条 この規則は、国立大学法人群馬大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第37条の規定に基づき、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）の教職員の兼業の取扱いについて定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規則において「兼業」とは、報酬の有無にかかわらず、本学教職員としての職務以外の業務に従事する場合をいう。

2 この規則において「大学教員」とは教授、准教授、講師及び助教をいう。

3 この規則において「学部長等」とは、各学部長、各研究科長、理工学府長、各学環長、生体調節研究所長、総合情報メディアセンター長、医学部附属病院長及び重粒子線医学推進機構長をいう。

【一部改正】(18. 4. 1/19. 4. 1/23. 4. 1/24. 1. 1/25. 4. 1/26. 4. 1/28. 4. 1/R6. 4. 1)

(兼業従事の原則)

第3条 兼業は、原則として労働時間外に従事するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、労働時間内に兼業に従事することができる。ただし、兼業に従事している時間は給与を減額し、国立大学法人群馬大学教職員給与規則第41条に定める勤勉手当に係る勤務期間の算定については、割かれた勤務時間を除算する。

(1) 構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に基づく特定事業となっている技術移転事業者の役員兼業、研究成果活用企業の役員兼業、監査役兼業又は社外取締役兼業が許可された場合

(2) 産学官連携活動の非役員兼業で、第7条第3項第2号のイ、エ、カ又はキのいずれかに該当する兼業が許可された場合

【一部改正】(18. 4. 1/28. 4. 1)

(許可の基準)

第4条 兼業は、次の各号の要件をすべて満たす場合には、所定の手続を経て、許可す

るものとする。

- (1) 教職員の占めている職と兼業先との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがない場合
- (2) 職務の遂行に支障が生じない場合
- (3) 大学の信用を傷つけ、又はその不名誉となるおそれがない場合
- (4) その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じない場合

【一部改正】(18. 4. 1/28. 4. 1)

(営利企業の役員等)

第5条 教職員は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問若しくは評議員の職（以下「役員等」という。）を兼ねてはならない。

2 大学教員が、次の各号に掲げる役員等の職を兼ねる場合で、事前に群馬大学教員営利企業役員等兼業審査委員会の審査を経て学長の許可を得たときは、これを許可することができるものとする。

- (1) 技術移転事業者（TLO）の役員等（以下「技術移転兼業」という。）（監査役を除く。）
- (2) 研究成果活用企業の役員等（以下「研究成果活用兼業」という。）（監査役を除く。）
- (3) 株式会社又は有限会社の監査役又は社外取締役（以下「監査役等兼業」という。）

【一部改正】(18. 4. 1/19. 4. 1/28. 4. 1)

(技術移転兼業の許可基準等)

第5条の2 技術移転事業者とは、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体であって、次の各号のいずれかの事業を実施するものをいう。

- (1) 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号。以下「大学等技術移転促進法」という。）第2条第1項に規定する特定大学技術移転事業（大学等技術移転促進法第5条第2項に規定する承認計画に係るものに限る。以下「承認事業」という。）
- (2) 大学等技術移転促進法第12条第1項の認定に係る事業（以下「大学認定事業」という。）

2 大学教員が技術移転兼業を行う場合には、事前に学長の許可を得なければならない。

3 学長は、当該兼業が第4条第2号から第4号に定める要件をすべて満たしていること及び次の各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認められるときは、これを許可することができる。

- (1) 技術移転兼業を行おうとする大学教員が、技術移転事業者の役員等としての職務に従事するために必要な技術に関する研究成果又はその移転について、特許権、実用新案権等に関する法制度等についての知見を有していること。
- (2) 大学教員が就こうとする役員等としての職務内容が、主として承認事業及び大学認

定事業に関係するものであること。

(3) 大学教員と申請に係る技術移転事業者（その親会社を含む。）との間に、特別な利害関係がなく、又はその発生のおそれがないこと。

(4) 兼業の申請前2年以内に、大学教員が当該申請に係る技術移転事業者との間に、特別な利害関係のある職を占めていた期間がないこと。

4 学長は、技術移転兼業の終了の日から2年間は、当該技術移転兼業に従事した大学教員を、技術移転事業者との間に特別な利害関係のある業務に従事させてはならない。

【一部改正】(28.4.1追加)

(研究成果活用兼業の許可基準等)

第5条の3 研究成果活用企業とは、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体であって、大学教員の研究成果を活用する事業を実施するものをいう。

2 大学教員が研究成果活用兼業を行う場合には、事前に学長の許可を得なければならない。

3 学長は、当該兼業が第4条第2号から第4号に定める要件をすべて満たしていること及び次の各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認められるときは、これを許可することができる。

(1) 研究成果活用兼業を行おうとする大学教員が、当該申請に係る研究成果活用企業の事業（以下「研究成果活用事業」という。）において活用される研究成果（特許権、実用新案権等として権利化されたもののほか、論文、学会発表等の形で発表されているものを含む。）を自らが発明、考案等（その帰属は問わない。）していること。

(2) 大学教員が就こうとする役員等としての職務内容が、主として研究成果を活用する事業に関係するものであること。

(3) 大学教員と申請に係る研究成果活用企業（その親会社を含む。）との間に、特別な利害関係がなく、又はその発生のおそれがないこと。

(4) 兼業の申請前2年以内に、大学教員が当該申請に係る研究成果活用企業との間に、特別な利害関係のある職を占めていた期間がないこと。

(5) 大学教員が就こうとする役員等としての職務内容に、本学との契約の締結に係る折衝の業務（研究成果活用事業に関係する業務を除く。）が含まれていないこと。

4 学長は、研究成果活用兼業の終了の日から2年間は、当該研究成果活用兼業に従事した大学教員を、研究成果活用企業との間に特別な利害関係のある業務に従事させてはならない。

【一部改正】(28.4.1追加)

(監査役等兼業の許可基準等)

第5条の4 大学教員が監査役等兼業を行う場合には、事前に学長の許可を得なければならない。

2 学長は、当該兼業が第4条第2号から第4号に定める要件をすべて満たしているこ

と及び次の各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認められるときは、これを許可することができる。

- (1) 監査役等兼業を行おうとする大学教員が、当該申請に係る株式会社等における監査役及び社外取締役の職務に従事するために必要な知見を大学教員の職務に関連して有していること。
- (2) 大学教員と申請に係る株式会社等（その親会社を含む。）との間に、特別な利害関係がなく、又はその発生のおそれがないこと。
- (3) 兼業の申請前2年以内に、大学教員が当該申請に係る株式会社等との間に、特別な利害関係のある職を占めていた期間がないこと。
- (4) 当該申請に係る株式会社等の経営に大学教員の親族が、次に掲げるような強い影響力を有していないこと。

イ 大学教員の親族（配偶者並びに3親等以内の血族及び姻族に限る。以下同じ。）が所有している当該株式会社等の株式の数又は出資の額の合計が、当該株式会社等の発行済株式の総数又は出資の総額の4分の1を超える場合

ロ 大学教員の親族が、当該株式会社等の取締役の総数の2分の1を超えて当該取締役の職に就いている場合

ハ 大学教員の親族が、当該株式会社等の代表取締役会長又は代表取締役社長の職に就いている場合

- 3 学長は、監査役等兼業の終了の日から2年間は、当該監査役等兼業に従事した大学教員を、監査役等兼業に係る株式会社等との間に特別な利害関係のある業務に従事させてはならない。

【一部改正】(28.4.1追加)

(自営の事業)

第6条 教職員は、自営の事業を営んではならない。ただし、当該事業が家業継承、相続及び贈与されたものである場合並びに一定条件の下での事業、賃貸不動産及び駐車場の賃貸事業を営む場合又は太陽光電気（太陽光発電設備を用いて太陽光を変換して得られる電気をいう。以下同じ。）の販売を行なう場合で、学長の許可を得た場合には、この限りでない。

【一部改正】(18.4.1/29.4.1)

(自営の範囲)

第6条の2 自営とは、教職員が自己の名義で商業、工業、金融業等を経営する場合をいう。なお、名義が他人であっても本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合

もこれに該当する。

- 2 教職員が農業、牧畜、酪農、果樹栽培、養鶏等を行う場合にあっては大規模に経営され客観的に営利を目的とする企業と判断されるとき、不動産又は駐車場（以下「不動産等」という。）の賃貸を行う場合にあっては次の各号のいずれかに該当するときには、自営に当たるものとして取り扱う。

- (1) 不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合
- イ 独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が5棟以上であること。
 - ロ 独立家屋以外の建物の賃貸については、貸与することができる部屋等の数が10室以上であること。
 - ハ 土地の賃貸については、賃貸契約の件数が10件以上であること。
 - ニ 賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽・遊技等の設備を設けたものであること。
 - ホ 賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものであること。
- (2) 駐車場の賃貸が次のいずれかに該当する場合
- イ 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場であること。
 - ロ 駐車台数が10台以上であること。
- (3) 不動産等の賃貸に係る賃貸料収入の額が年額500万円以上である場合
- (4) 第1号又は第2号に掲げる不動産等の賃貸と同様の事情にあると認められる場合
- 3 不動産等の賃貸物件の種類が複合している場合には、1戸建て1棟をアパート2室相当、土地1件又は駐車場1台をアパート1室相当と換算し、これらを合計して10室相当以上となるときは、自営として取り扱う。
- 4 不動産等の賃貸を共有名義で行う場合には、持分により按分したものによるのではなく、賃貸物件全体を対象として、これが自営に当たるか否かを判断する。また、賃貸件数や賃貸料収入の額についても、その不動産等の賃貸に係る件数、賃貸料収入の額全体により判断する。
- 5 賃貸料収入の金額は、申請時において見込まれる将来1年間の収入予定額で判断する。収入予定額とは、家賃収入等をいい、経費等を控除する前の金額で、賃貸する際等における1年間の総収入（賃貸予定の不動産等の家賃月額×室数×12月など）が500万円以上となる見込みであれば、自営として取り扱う。
- 6 太陽光電気の販売を行なう場合にあっては、販売に係る太陽光発電設備の定格出力が10キロワット以上であるときは、自営に当たるものとして取り扱う。

【一部改正】(28.4.1追加/29.4.1追加)

(自営の許可基準等)

第6条の3 教職員が、自営兼業を行おうとする場合には、事前に学長の許可を得なければならない。

2 学長は、当該自営兼業がそれぞれ次の各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認められるときは、これを許可することができる。

(1) 不動産等の賃貸を行う場合

- ア 教職員と申請に係る不動産等の賃貸との間に、特別な利害関係がなく又はその発生のおそれがないこと。
- イ 入居者の募集、賃貸料の集金、不動産等の維持管理等の管理業務を事業者に委託していること等（親族による管理も含む。）により教職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
- ウ その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

(2) 太陽光電気の販売に係る自営を行う場合

- ア 教職員と申請に係る太陽光電気の販売との間に、特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
- イ 太陽光発電設備の維持管理等の太陽光電気の販売に係る管理業務を事業者に委ねること等により、教職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
- ウ その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

(3) 不動産等の賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業を行う場合

- ア 教職員と当該事業との間に、特別な利害関係がなく又はその発生のおそれがないこと。
- イ 教職員以外の者を当該事業の業務遂行の責任者としていること等により、教職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
- ウ 当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであること。
- エ その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

【一部改正】(28.4.1追加/29.4.1追加)

(他の業務の関与)

第7条 教職員が、営利企業以外の事業の団体の役員等の職、又はその他いかなる業務(第8条に該当する場合を除く。)に従事する場合(以下「営利企業役員兼業及び自営兼業以外の兼業」という。)には、学長又は学部長等の許可を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人等(以下「官公庁等」という。)から、学長又は学部長等あてに文書で依頼されて行う兼業は、兼業先からの依頼状及び本人の承諾書等を事前に提出し、学長又は学部長等の許可を得て行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するとき(前項に該当するときを除く。)は、学長又は学部長等の許可を得てその職を兼ねることができるものとする。

(1) 以下に掲げる公益法人及び法人格を有しない団体(以下「法人等」という。)の役員等の職を兼ねる場合

- ア 国際交流を図ることを目的とする法人等
- イ 学会等学術研究上有益であると認められ、当該教職員の研究分野と密接な関係がある法人等
- ウ 学内に活動範囲が限られた法人等及びこれに類する法人等
- エ 育英奨学に関する法人等
- オ 産学の連携・協力を図ることを目的とする法人等
- カ その他、教育、学術、文化、スポーツの振興を図ることを目的とする法人等で、著しく公益性が高いと認められるもの

(2) 以下に掲げる営利企業の事業に関与する場合

- ア 営利企業付設の診療所等の非常勤医師など営利企業の営業に直接関与するもの

でないもの

イ 大学が管理する特許（出願中のものを含む。）の実施のための契約に基づく実施企業に対する技術指導

ウ 営利企業付設の教育施設、研修所及び研修会等又は文化講座等の非常勤講師で従業員教育又は社会教育の一環と考えられるもの

エ 営利企業における研究開発（基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術開発を含む。以下同じ）に従事し、又は研究開発に関する技術指導

オ 法令又は条例で、営利企業が学識経験者からの意見聴取を行うことを義務付けられているもの

カ 承認事業及び大学認定事業を実施する技術移転事業者（次号において同じ。）が行うほかの企業に対する技術指導

キ 技術移転事業者が行う技術に関する研究成果の発掘、評価、選別に関する業務

ク 営利企業の経営及び法務に関する助言

(3) その他、学長又は学部長等が特に必要と認めた場合

【一部改正】(18. 4. 1/20. 4. 1/26. 4. 1/28. 4. 1)

(教育に関する兼業)

第8条 大学教員が、教育研究活動に関する兼業を行う場合には、学長又は学部長等の許可を得るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、官公庁等から学長又は学部長等あてに文書で依頼されて行う兼業は、兼業先からの依頼状及び本人の承諾書等を事前に提出し、学長又は学部長等の許可を得て行うものとする。

【一部改正】(18. 4. 1/20. 4. 1/26. 4. 1/26. 4. 1/27. 4. 1/28. 4. 1)

第9条 削除

【一部改正】(18. 4. 1/20. 4. 1/26. 4. 1)

(許可を要しない兼業)

第10条 教職員が、前3条の規定により兼業を行う場合のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を要しない。

(1) 1日限りのもの

(2) 2日以上6日以内で総従事時間数が10時間未満のもの

2 前項の日数の算出に当たっては、従事する日が連続している場合のほか、間隔がある場合においても、あらかじめ従事する日が定まっており、当該業務の内容に継続性が認められる場合については、従事する日のすべてを合算するものとする。

(兼業の期間及び制限)

第11条 兼業を許可する期間は、原則として、1年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、法令等に任期の定めのある職につく場合には、4年を限度として許可することができる。

- 3 許可を得て兼業の期間を更新することができる。
- 4 定期的に行う兼業については、原則として、1週間当たりの兼業従事時間数が8時間以内とする。

【一部改正】(18.4.1/28.4.1)

(労働時間内の従事)

第12条 教職員は、次の各号のいずれにも該当する場合には、労働時間内に職務として従事することができるものとする。

- (1) 官公庁等に置かれる各種委員会等の委員又は教育、学術、文化、スポーツの振興を図ることを目的とする特殊法人・公益法人等の各種委員会等の業務で、特に公益性が高いと認められる職を兼ねるものであること。
- (2) 無報酬であること。
- (3) 従事回数が年間数回程度であること。
- (4) 本来の職務に支障がないこと。
- (5) 先方から文書で学長又は学部長等に対して依頼されたものであること。
- (6) 教職員の占めている職に対して協力要請を受けたもので、当該学部等を代表し参加するものであること。

【一部改正】(18.4.1/26.4.1/28.4.1)

(学部長等の兼業)

第13条 学部長等の兼業は、次の各号のいずれにも該当する場合以外は、原則として許可しない。ただし、学長が特に必要と認めた場合には、この限りでない。

- (1) 特に公益性が高いと認められる業務で、その職責が重大でないこと。
- (2) 従事回数が月2回以内で、かつ1回の従事時間が4時間以内であること。
- (3) 学部長等としての職務に支障がないこと。

2 学部長等が第7条から第9条までに規定する兼業等を行う場合には、当該各条の規定にかかわらず、事前に学長の許可を得なければならない。

【一部改正】(18.4.1追加/26.4.1/28.4.1)

(兼業の申請手続)

第14条 教職員は、兼業の許可を得ようとする場合には、所定の申請書に参考となる資料を添付し、相当の期間をおいて、事前に申請するものとする。

【一部追加】(18.4.1追加/26.4.1/28.4.1)

(営利企業の役員等兼業報告)

第15条 第5条の規定により兼業を行う大学教員は、兼業の状況について、次に掲げる事項を半期ごとに学長に報告しなければならない。

- (1) 氏名、主担当を命ぜられた学部等及び職名
- (2) 兼業をしている企業の名称
- (3) 役員等としての職務内容

- (4) 役員等としての職務に従事した日時等
 - (5) 兼業をしている企業から受領した報酬、金銭、物品及びその他の財産上の利益（実費弁償を除く。）の種類、価額及びその受領の理由
- 2 前項の規定により報告された兼業については、その状況について公表するものとする。
- 3 第5条の規定により兼業を行う大学教員は、兼業許可申出書の記載事項に変更があった場合には速やかに学長に報告しなければならない。
- 【一部改正】(18.4.1/26.4.1/28.4.1)

(兼業報告)

- 第16条 学部長等が第7条あるいは第8条により兼業を許可した場合には、半期ごとに学長に報告しなければならない。
- 【一部改正】(28.4.1追加)

(兼業の許可の取消し等)

- 第17条 学長又は学部長等は、この規則により許可した兼業が、許可の基準を満たさなくなつた場合には、その許可を取り消すことがある。
- 【一部改正】(28.4.1追加)

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前において、国家公務員法（昭和22年法律第120号）及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の規定により兼業の許可、承認又は同意を受けたものは、この規則により許可を受けたものとみなす。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前において、兼業の許可等を受けたものは、なお、従前の例による。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。